

ふくおか県央環境広域施設規則第2号

ふくおか県央環境広域施設組合議会定例会の招集時期を定める規則

ふくおか県央環境広域施設組合議会定例会の回数を定める条例(平成31年条例第3号)の規定に基づくふくおか県央環境広域施設組合議会の定例会は、毎年11月及び2月に招集する。ただし、都合により招集の時期を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。